高豊土地改良区	愛知県豊橋市高塚町及び伊古部町の各一部（非補助土地改良事業　高塚大山地区）確定測量図及び換地計画書 愛知県豊橋市高塚町鶴ヶ瀬、一ノ沢、二ノ沢及び大荒子並びに若松町字中山の各一部（基盤整備促進事業　高塚一ノ沢地区）確定測量図及び換地計画書
音羽町土地改良区	愛知県豊川市萩町の一部（非補助土地改良事業　下長根地区）確定測量図及び換地計画書
刈谷土地改良区	愛知県刈谷市浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、浜町四丁目、浜町五丁目並びに港町四丁目、港町七丁目および港町八丁目の各一部（非補助非融資土地改良事業　中市流作角新田地区）確定測量図及び換地計画書
美和町土地改良区	愛知県海部郡美和町大字篠田の一部（団体営非補助非融資土地改良事業　美和地区　第15－1工区）確定測量図及び換地計画書
三重県	三重県南牟婁郡紀宝町浅里の一部（中山間地域総合整備事業　紀南地区　浅里換地区）確定測量図及び換地計画書 三重県桑名市大字嘉例川及び森忠の各一部（経営体育成基盤整備事業　嘉例川地区）確定測量図及び換地計画書
山口県	山口県長門市俵山の一部（中山間地域総合整備事業　長門地区　湯町換地区）確定測量図及び換地計画書 山口県柳井市伊陸の一部（経営体育成基盤整備事業　伊陸西部　第３換地区）確定測量図及び換地計画書 山口県柳井市伊陸の一部（経営体育成基盤整備事業　伊陸西部　第４換地区）確定測量図及び換地計画書 山口県美祢市東厚保町川東の一部（経営体育成基盤整備事業　みね地区　岩ヶ河内換地区）確定測量図及び換地計画書 山口県周南市大字大潮の一部（中山間地域総合整備事業　鹿野大潮地区　小潮換地区）確定測量図及び換地計画書
美祢市	山口県美祢市秋芳町青景の一部（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業　鍛治屋地区）確定測量図及び換地計画書 山口県美祢市大嶺町西分の一部（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業　祖母ケ河内地区）確定測量図及び換地計画書

地方自治事項

栃　木　県

選挙

十一月十八日知事の選挙を行った結果、次の者が当選した。

福田　富一（無所属）（男）

公　　告

諸　事　項

職員の免職処分

総務省大臣官房付

総務事務官　里見　誠一

国家公務員法第78条第３号及び人事院規則11―4により免職する

平成24年12月８日　総務大臣　樽床　伸二

工　場　財　団

香川県丸亀市中津町1515番地**大倉工業株式会社**の工場財団に埼玉県東松山市大字柏崎字小原58番地１大倉工業株式会社埼玉工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年12月14日　さいたま地方法務局東松山支局

特別支給手続開始決定公告

平成24年12月14日　函館地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　函館地方検察庁　平成24年第１号

2　特別支給手続開始決定の年月日　平成24年12月14日

3　支給対象犯罪行為の範囲

(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成19年ころから同23年５月18日ころまでの間

(2)　支給対象犯罪行為の内容

三澤輝章が、北海道知事の登録を受けないで、業として金銭の貸付けを行う場合において、

ア　法定の１日当たり0.08パーセントを超える割合による利息を受領した行為（平成18年法律第115号による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第２項後段違反、主な犯行態様につき後記４(2)参照）。

イ　法定の１年当たり20パーセントを超える割合による利息を受領した行為（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第２項後段違反、主な犯行態様につき後記４(2)参照）。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1)　検察官が把握している犯行時の情報

ア　偽名　鈴木

イ　利息等を受領した銀行口座

ゆうちょ銀行、三澤輝章名義、記号番号19490―2540251

北洋銀行万代支店、普通口座、三澤輝章名義、口座番号3275791

函館信用金庫湯川支店、普通口座、三澤輝章名義、口座番号1000527

ウ　犯行に使用された電話番号

090―8896―6050

(2)　主な犯行態様

ア　本名又は偽名を用い、過去に貸し付けた者から紹介を受けるなど、貸付け希望者があれば面接を行い、選定した上で現金を貸し付ける。

イ　貸付け時には、必要に応じて借用書を書かせるなどしている。

ウ　生活保護費を担保に貸付けを行う場合、借受人に必要金額を貸し付けると同時に、生活保護費が振り込まれる銀行口座の預金通帳やキャッシュカードを預かる。

口座に生活保護費が振り込まれると、被告人が支給額全額を引き下ろし、月分の返済額及び利息額を差し引き、残額を借受人に渡す。

この手法を繰り返して最終的に貸付金全額の返済を受ける。